

別表十二(八)

「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ( )

別表十二(八) 令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定原子力発電施設の名称	1		期首原子力発電施設解体準備金の金額	18	
積立期間	2	. . .			
当期積立額	3	円	当期解体費用を支出した場合の益金算入額	19	
積立限度額の計算	4		前期以前		
当期末の解体費用見積額	4		線		
累積限度基準額 (4) × $\frac{90}{100}$	5		益	累積限度超過額 (17)	20
前期以前の損金算入額の合計額 (前期以前の(23)の合計)	6		越		
前期以前の積立限度超過額の合計額 (前期以前の(11)の合計)	7		算	その他の場合による 益金算入額	21
前期以前の累積限度超過取崩額の合計額	8		額		
計 (6) + (7) - (8)	9		入	計 (19) + (20) + (21)	22
積立限度額 (5) - ((9) × $\frac{90}{100}$ ) × $\frac{\text{当期の月数}}{\text{当期以後の積立期間の月数}}$	10		の		
積立限度超過額 (3) - (10)	11		計	当期積立額のうち損金算入額 (3) - (11)	23
累積限度基準額 (5)	12		算	期末原子力発電施設解体準備金の金額 (18) - (22) + (23)	24
前算 ( )			貸	貸借対照表に計上されている 原子力発電施設解体準備金	25
度					
益					
超					
過					
前					
超					
額					
(前					
差					
解					
の					
計					
算					
当期累積限度超過額 (16) - (12)	17		明	前期末における差額 (前期の(26))	29
			細		
			前		
			期		
			以		
			前		
			分		

**「23」欄**

原子力発電施設解体準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の4第1項」※1、「第57条の4第9項」※2又は「令和2年改正前措置法第57条の4第10項」※2
- ② 「区分番号」欄：「00197」
- ③ 「適用額」欄：「23」欄の金額

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

(注) 令和4年4月1日以前に開始した事業年度(旧事業年度を含みます。)については、令和2年改正前措置法の条項を記載してください。